

宇都宮地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取り消し請求事件
国側当事者・国(栃木税務署長)
令和元年12月11日却下・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	栃木税務署長
	村上 明彦
被告指定代理人	土屋 大気
同	大谷 和志
同	赤羽 洋幸
同	高松 浩
同	長谷川 充宏
同	佐藤 直樹
同	神山 典子
同	山口 直美
同	上野 洋平
同	岡村 淳平

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求

処分行政庁が原告に対し、平成27年5月13日付でした平成23年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成24年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

2 本案前の答弁

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被告が原告に対し、平成23年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成24年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をしたことから、原告がその取消しを求めた抗告訴訟である。

2 前提事実(争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば明らかに認められる事

実)

- (1) 処分行政庁は、平成27年5月13日、原告の平成23年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成24年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分（以下、これらを併せて「本件各処分」という。）をした。
- (2) 原告は、平成27年7月9日、処分行政庁に対し、本件各処分につき、異議を申し立てたところ、処分行政庁は、同年9月9日、同異議を棄却する決定をし、同異議決定に係る異議決定書謄本が同月15日に原告に送達された（甲7・3、4頁）。
- (3) 原告は、本件各処分に不服があるとして、平成27年10月15日に、国税不服審判所長に対し、審査請求を行った（甲7・4頁）ところ、国税不服審判所長は、平成28年5月18日、同審査請求をいずれも棄却する裁決をし（以下「本件裁決」という。）、同裁決に係る裁決書謄本（以下「本件裁決書」という。）が同月25日に原告に送達された。
- (4) 原告は、令和元年7月16日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

3 当事者の主張（本案前の主張）

【原告の主張】

本件訴えの提起は、出訴期間を徒過してなされたものであるが、①平成24年1月から平成31年1月までの間に、続けて親族が亡くなり、様々な手続き等に時間を取られた、②弁護士を探すのに時間がかかった、③痛風、不眠症、高血圧症を患っていたため、医療機関に通院していた等の理由により、出訴期間中に訴えを提起できなかったものである。上記事情は行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）14条3項ただし書の「正当な理由」に当たる。

【被告の主張】

本件裁決書が平成28年5月25日に原告に送達され、同日が「裁決があつたことを知った日」に当たるところ、その6か月後である平成28年11月25日を経過した後である令和元年7月16日に提起された本件訴えは、出訴期間を徒過して提起されたものである。

そして、原告が主張する上記各事情は、行訴法14条3項ただし書の「正当な理由」に当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 出訴期間の徒過について

上記前提事実（3）によれば、原告は、本件裁決書が送達された平成28年5月25日に本件裁決があつたことを知ったものと推認され、この推認を妨げるに足る証拠はない。

そして、本件訴えは、「裁決があつたことを知った日から6箇月を経過」した後である令和元年7月16日に提起されているから、本件訴えは出訴期間を徒過してなされたものである。

2 正当な理由（行訴法14条3項）について

原告は、上記出訴期間内に本件訴えを提起できなかったことにつき行訴法14条3項所定の「正当な理由」があるとして、前記第2の3【原告の主張】①ないし③記載の各事由を主張するので、以下、検討する。

上記「正当な理由」とは、同項本文に定める出訴期間内に取消訴訟を提起することができなかったことについて「正当な」理由をいい、不変期間の例外である「責めに帰することができない事由」（民事訴訟法97条1項）よりは広い概念ではあるものの、単純な原告の事務多忙、病気、出張、法律の不知等の類はこれに含まれないものと解されるところ、原告の上記主張に係る事由のうち①及び②は、いずれもそのような事実を認めるに足る的確な証拠はないし、ま

た、同③に係る病気等も一応原告がこれらの病気等により患した事実が認められるとしても、上記出訴期間内に本件訴訟（取消訴訟）を提起することができなかったことの理由としては具体性に欠け十分ではない。

以上によれば、結局のところ原告の上記主張は、多忙、自身の病気、訴え提起の準備状況等の事情を述べるにとどまり、上記「正当な理由」を具体的に基礎付けるに足るものとはいえない。

よって、原告の上記主張を採用することはできない。

第4 結語

以上によれば、本件訴えは、行訴法14条1項本文所定の出訴期間を徒過した訴えであって不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 伊良原 恵吾

裁判官 南部 潤一郎

裁判官 平古場 郁弥